



## 依然として減らない事故



航空局では平成21年3月に発生した超軽量動力機の航空事故調査報告書が同年8月に運輸安全委員会から公表されたことを受け、航空局のホームページやリーフレットにて安全運航への啓蒙を図っているところです。

しかしながら、超軽量動力機等の航空事故・重大インシデント（以下「航空事故等」という。）が依然として年間数件程度発生していることから、事故の分析や安全運航に必要な事項等をまとめましたので、安全運航への取り組みに役立てば幸いです。

## 分析しました



運輸安全委員会が公表した報告書を基に、平成11年以降発生した航空事故等64件について、発生月、発生要因を分析してみると、5～9月に多く発生している中、原因として操縦に起因するものが6割弱、機体に起因するものが3割弱、気象に起因するものが1割弱程度占めることがわかりました。（平成27年8月19日現在）

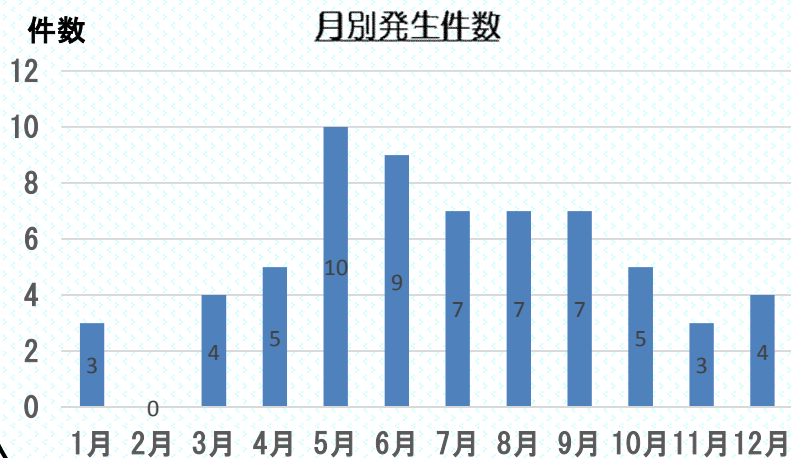
操縦による要因のうち主なものは、過度なバンク角による失速、突風に対する不適切な回復操作等があげられます。

機材による要因のうち主なものは、整備後や飛行前点検の不十分な対応、不法改造があげられます。

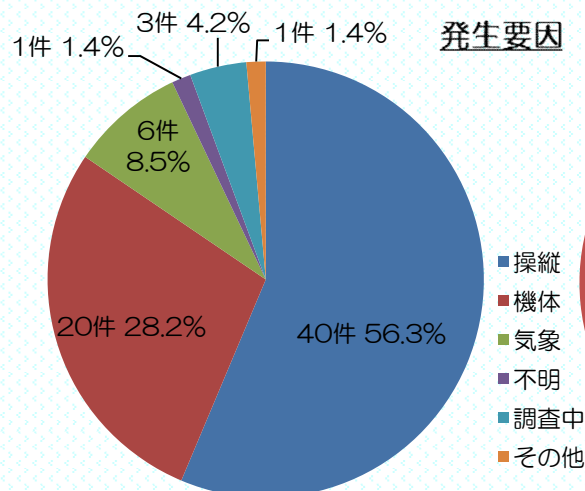
気象による要因のうち主なものは、突風によるものがほとんどです。

また、機体の型式を確認したところ、機齢が経った機体が事故を起こしやすい傾向にあるようです。

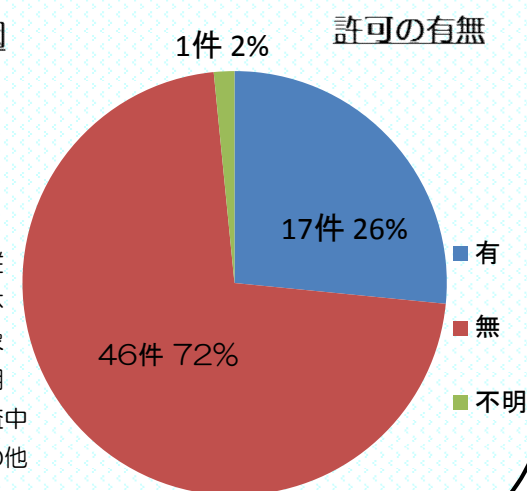
なお、航空事故等が発生した際確認したところ、必要な許可を取得していない申請が7割強を占めます。



※64件の概要は別紙をご覧ください。



※一つの事案で複数の要因もあることから発生件数とは一致しません。





## 飛行実施にあたっての注意事項

飛行実施にあたり注意事項を改めて、まとめてみました。自ら確認し、すべてのチェックが埋まるようにしましょう。

### 【組立にあたり】

- 設計者や製造者が定めるマニュアル等で指定した手順に従っていますか。
- 同型式、類似型式について十分な組立て経験を有する者が組立てていますか。



### 【自分の身を守るのは自分です】

- ヘルメットを着用し、水上を飛行する時は救命胴衣を着用していますか。
- 運航者が定める安全管理規則を遵守していますか。



### 【点検・整備にあたり】

- 設計者や製造者が定める点検項目に従い適切に実施していますか。
- 構造部材の疲労破壊も留意し、点検を行っていますか。



### 【自分以上に第3者の安全を】

- 騒音等により飛行空域周辺住民の生活環境に悪影響を及ぼさないようにしていますか。また、自ら定めた飛行範囲、飛行禁止区域を遵守していますか。



### 【飛行にあたり】

- 出発前の確認（整備状況、気象状態、燃料の搭載量等）を適切に実施し、少しでも安全に飛行できない恐れがあるときは、飛行を止めていますか。
- 使用機の運動特性に十分留意し、急激又は過大な操作は行っていませんか。
- 風の影響を受けやすいことから風の状況を適宜判断して飛行していますか。



### 【航空事故等発生時の連絡】

- 航空事故等が発生した、若しくはそのおそれがあった場合の連絡先である最寄りの空港事務所の連絡先は確認していますか。また、関係機関の連絡先は最新のものになっていますか。



## 安全意識の向上

航空事故等、不具合を発生させた運航者から事案に対する発生原因・要因分析・再発防止・情報共有といった聞き取りを行ったところ、下記のとおり、安全運航に対する意識が高まっています。

是非参考にさせていただき、事故の未然防止に努めてください。

- ・不具合の分析等を全てのクラブ員に供覧を行うことで、各々の意識が向上した。
- ・外部講師による安全講習を実施した。
- ・他の運航者との意見交換を実施した。
- ・運輸安全委員会のホームページを閲覧する回数が増えた。



## 最後に

超軽量動力機等にかかる航空事故等の発生件数は依然として減少しません。事故の防止策については、上記に記載する他に、関係する3つの許可を取得する手続き時において、必要な知識を得ることもできます。

運航者の皆様におかれましても、安全運航への取り組みを引き続き行って頂き、航空事故等が発生しないよう、航空局と共に取り組んでいきましょう。

## 罰則並びに報告徴収、立入検査の実施

航空法では、例として、以下のような罰則の規定があります。

- 航空法第11条の試験飛行等を行うための許可を取得せず、当該航空機を航空の用に供したとき。  
→航空機の使用者に対し、3年以下の懲役若しくは100万円以下の罰金を処し、又はこれを併科（航空法第143条）
- 航空法第28条の規定に違反して、航空機の操縦を行った者。  
→該当する者に対し、1年以下の懲役又は30万円以下の罰金（航空法第149条）
- 航空法第79条の規定に違反して、航空機を離陸させ、又は着陸させたとき。  
→航空機乗組員に対し、50万円以下の罰金（航空法第154条）



過去に、警察当局において航空法違反の疑いで書類送検を行い、簡易裁判所が罰金の略式命令を行った事例もあります。

航空局においても別途航空法第134条に基づく報告徴収、立入検査を実施することがあります。